

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年5月31日

【発行者名】 プロスペクト・リート投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 西吉 健夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号

【事務連絡者氏名】 プロスペクト・リート・アドバイザーズ株式会社
財務部長兼IR・企画総務部長 高瀬 信二

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目2番1号

【電話番号】 03-5221-8080（代表）

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

本投資法人について以下の通り主要な関係法人の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び第2項第2号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

以下の通り、本投資法人の関係法人である投資主名簿等管理人（一般事務受託者）に変更がありました。

(1) 関係法人でなくなった法人

主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

a. 名称

みずほ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

247,260,354,049円（平成21年9月30日現在）

c. 関係業務の概要

(a) 投資主の名簿に関する事務

投資主名簿の作成、管理及び備置に関する事務

(b) 募集投資口の発行に関する事務

(c) 投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する投資主総会参考書類等の送付、議決権行使書の作成、並びに投資主総会受付事務補助に関する事務

(d) 投資主に対して分配する金銭の計算及び支払に関する事務

イ 法第137条に定める金銭の分配（以下「分配金」といいます。）の計算及びその支払いのための手続に関する事務

ロ 分配金支払事務取扱銀行等における支払期間経過後の未払分配金の確定及びその支払いのための手続に関する事務

(e) 投資口に関する照会への応答、各種証明書の発行に関する事務

(f) 受託事務を処理するために使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理・保管に関する事務

(g) 法令又は本契約により本投資法人が必要とする投資口統計資料の作成に関する事務

(h) 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務

(i) 総投資主通知等の受理に関する事務

(j) 当該関係法人が管理する本投資法人の発行総口数と振替機関（「社債、株式等の振替に関する法律」第2条第2項に定める振替機構をいいます。以下同じ。）より通知を受けた本投資法人の振替投資口等の総数の照合

(k) 本投資法人の情報提供請求権（「社債、株式等の振替に関する法律」第277条に定める請求をいいます。）行使にかかる取次ぎに関する事務

(l) 振替機関からの個別投資主通知（「社債、株式等の振替に関する法律」第228条第1項で準用する同法第154条第3項に定める通知をいいます。）の本投資法人への取次ぎに関する事務

(m) 上記(a)乃至(l)に掲げる委託事務にかかる印紙税等の代理納付

(n) 上記(a)乃至(m)に掲げる委託事務に付随する事務

(o) 上記(a)乃至(n)に掲げる事務のほか、当事者が協議のうえ定める事務

（注）特別口座の口座管理機関としての業務につきましては、引き続きみずほ信託銀行株式会社に委託いたします。

当該異動の年月日

平成22年 5月28日

(2) 新たに関係法人となった法人

主要な関係法人の名称、資本金の額及び関係業務の概要

a. 名称

三菱UFJ信託銀行株式会社

b. 資本金の額

324,279,038,516円（平成22年3月31日現在）

c. 関係業務の概要

(a) 投資主名簿および投資法人債原簿ならびにこれらに付属する帳簿の作成、管理および備置その他の投資主名簿および投資法人債原簿に関する事務（ただし、投資法人債原簿に関する事務は本投資法人が別途委託するものに限り、ます。）

(b) 前号に定めるほか、以下の帳簿その他の本法および内閣府令の規定により作成および保管しなければならない帳簿書類の作成、管理および備置に関する事務（ただし、該当する事務が生じていない場合を除きます。）

イ 分配利益明細簿

ロ 投資証券台帳

ハ 投資証券不発行管理簿

ニ 投資証券払戻金額帳

ホ 未払分配利益明細簿

ヘ 未払払戻金明細簿

(c) 振替機関等により通知される総投資主通知その他の通知の受理に関する事務

(d) 投資主、登録投資口質権者、これらの法定代理人および以上の者の常任代理人（以下「投資主等」といいます。）の氏名および住所の登録ならびに変更の登録に関する事務

(e) 前各号に掲げるもののほか、投資主等の提出する届出の受理に関する事務

(f) 投資主総会招集通知の発送および議決権行使書または委任状の作成および集計に関する事務

(g) 投資主等に対して分配する金銭の支払いに関する事務

(h) 投資主等からの照会に対する応答に関する事務

(i) 投資口の統計資料ならびに法令または契約にもとづく官庁、金融商品取引所、振替機関等への届出または報告のための資料の作成に関する事務

(j) 投資口の募集、投資口の併合・分割その他本投資法人が臨時に指定する事務

(k) 投資主等に対する通知書、催告書および報告書等の発送に関する事務

(l) 投資主等の権利行使に関する請求その他の投資主等からの申出の受け付けに関する事務（前各号の事務に関連するものに限り、ます。）

(m) 前各号に掲げる事務に付随する印紙税等の納付に関する事務

(n) 前各号に掲げる事項に付随する事務

当該異動の年月日

平成22年 5 月29日